

電子マニフェストシステム加入規約の改正について

情報サービス部

1 はじめに

電子マニフェストの利用については、令和3年8月末時点で、加入者数は288,956者（排出事業者：255,869、収集運搬業者：23,549、処分業者：9,538）で、マニフェスト登録件数は約34,002千件となり、電子化率は68%に達しました。

電子化率の上昇を受け、蓄積される電子マニフェストデータを循環型社会の形成を促進するビッグデータと捉え、これを利活用し社会に還元していく必要があること、また近年加入が増加している卸売業・小売業を始めとした少量排出事業者（団体加入者）の加入手続きを円滑化する必要があることなどから、電子マニフェストシステム加入規約（以下「加入規約」という）を改正（令和3年8月16日改正）いたしました。

なお、団体加入に係る手続きや料金の変更については、段階的に適用することとしています。

2 加入規約の主な変更点

（1）循環型社会形成への貢献について記載追加（令和3年8月16日適用）

- 蓄積された電子マニフェストデータを分析し、情報の利活用を積極的に行っていくため、加入規約の目的に「循環型社会の形成」に資することを追加（第2条）
- ホームページへの統計情報の掲載等に係る情報利活用規定を追加（第17条）

（2）加入手続きの迅速化（令和4年4月適用）

- 加入手続きを迅速化するためWeb申込みにおける団体加入者（加入申込者）の申込み承認操作を不要とし、利用代表者のみの申込み操作で手続きが完了するようにシステムを変更するとともに、加入手続きに係る文言を修正（第6条）

（3）団体加入（C料金）の基本料を設定（令和4年4月適用）

- 団体加入者に対し年間110円の基本料を設定
- 基本料には5件の無料登録件数を含むものとし、利用代表者に過度な負担とならないよう配慮（第15条及び別表1並びに別表2）

排出事業者 料金表（加入規約別表 1 並びに別表 2 関連）

| 利用区分 | A 料金 | B 料金 | C 料金 (団体加入料金) | 【令和4年4月から】 C料金(団体加入料金) |
|----------------------|----------|------------------------|------------------|---------------------------|
| 基本料 (1年間) | 26,400円 | 1,980円 | 不要 | 110円 |
| 使用料 (登録情報1件につき) | 11円 | (90件まで無料) 91件目から22円 | 22円 | (5件まで無料) 6件目から22円 |
| 利用区分の目安となる 年間登録件数 | 2,401件以上 | 2,400件以下 | — | — |

(4) 利用代表者による団体加入者取消し手続き（令和3年11月適用）

- 団体加入者に基本料を設定したことに伴い、廃業等で実態がなくなったことにより解約等の手続きができない団体加入に対して基本料が発生することを避けるため、利用代表者の操作により団体加入者の団体取消しができるように文言を修正（第6条の4）

(5) 免責条項の変更（令和3年8月16日適用）

- パスワード等の管理について、「センターの責めに帰すべき事由」があった場合について記載を追加（第11条及び11条の2）

電子マニフェストシステム加入規約の改正について、詳細はJWセンターホームページをご覧ください。
団体加入の加入手続きの変更や、利用代表者による団体加入者の取消し方法については、今後JWセンターホームページ等でお知らせいたします。